

「札幌市みどりの基本計画」（中間答申）に対する
パブリックコメントの結果の概要と考え方

平成 22 年（2010 年）11 月

札幌市緑の審議会

「札幌市みどりの基本計画」(中間答申)に寄せられたご意見と 審議会の考え方を公表いたします

札幌市緑の審議会では、平成20年7月に市長から札幌市緑の基本計画改定について諮問され、2年余りの期間をかけて審議してきました。この間、市民ワークショップやフォーラムの開催、市民意識調査の実施により、市民のみなさまから多くのご意見などをいただき、中間答申を策定しました。

11月に市長へ答申を行うことを予定しており、それに先立ち、さらに市民のみなさまから計画の内容についてご意見をいただき、最終的な答申書に活かすためにパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントでは、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見については、札幌市緑の審議会で議論し、ご意見に対する考え方を以下のとおりまとめました。

なお、ご意見については、できる限り原文を掲載していますが、一部その趣旨が変わらない程度に要約して示しているものがありますことをご了承願います。

1 意見募集実施の概要

(1) 意見募集期間

平成22年(2010年)7月14日(水)~9月1日(水)[50日間]

(2) 意見募集方法

持参 郵送 ファックス 電子メール

(3) 資料配布・閲覧場所

環境局みどりの推進部みどりの推進課(大通バスセンタービル1号館6階)

市政刊行物コーナー(市役所本庁舎2階)

各区総務企画課

各区民センター

各まちづくりセンター

各区土木センター

みどりの推進部ホームページ「みどりのページ」

2 意見の内訳

(1) 意見提出者数及び意見数

意見提出者数

9人(持参:2人、郵送:2人、ファックス:2人、電子メール:3人)

意見数

44件

(2) 意見の分類

分類	意見数	割合
目標に関すること	5件	11%
みどりの保全・創出・管理に関すること	14件	32%
生物多様性に関すること	9件	20%
計画の進行管理に関すること	2件	5%
現札幌市緑の基本計画に関すること	2件	5%
その他	8件	18%
中間答申に対する意見以外のこと	4件	9%
計	44件	100%

3 意見への対応

いただいたご意見は、計画に対する賛同的で前向きなものが多く、みどりを大切に思う心が伝わってくる内容でした。

ご意見への対応については、計画案に反映したご意見が8件あり、6箇所を修文・追加することになりました。また、24件については計画案に含まれている又は、計画に基づく施策の推進にあたり参考にしたご意見でした。

対応分類	意見数	割合
(ア) 計画案に反映したご意見	8件	18%
(イ) 計画案に含まれている又は、計画に基づく施策の推進にあたり参考にしたご意見	24件	55%
(ウ) 計画案に反映できなかったご意見	8件	18%
(エ) その他のご意見	4件	9%
計	44件	100%

4 意見の概要と審議会の考え方

【目標に関すること（5件）】

対応分類	意見の概要	審議会の考え方
1 (イ)	「新たに多様なみどりを創出します」の目標値が現況以上と数値が示されていない。数値目標をたてることにより、実行、評価、改善とつながっていくのではないか。	現況値であります31,225ha以上が目標値となっていることから、計画、実行、評価、改善のサイクルで進行管理される計画としています。
2 (ア)	都心部樹林率は数字で示されているものの何 ha かわからない。また、多様なみどりの現況値31,225haの内訳（樹林草地等）もわからない。全体面積に比べてどれくらいの数字なのか理解ができず、この目標が良いものなのか判断するデータがないので、根拠をわかりやすく示してほしい。	この計画では大通、駅前通りを中心に約400haのエリアを都心部と設定しています。 この都心部の樹林面積は約36haで、都心のみどりを充実するために、新たに植樹する空間を確保することが難しいことから、既存の街路樹などを大きく育てることなどによるみどりのボリュームアップで、都心部樹林率の1割（約3.6ha）増を目標とするほか、札幌らしい景観づくりの取組みとして、花などを用いたコンテナガーデンなどを活用した街並みづくりを進める計画としています。
3 (ウ)	都心部樹林率の目標が1割増では少ない。	このことから、本編18ページの都心部樹林率の目標値については、記載のとおりといたします。 なお、本編18ページで示す総量目標のみどりの量の現況値31,225haの内訳及び都心部樹林率のデータについては、巻末に参考資料として追加するとともに、目標の注釈として該当する資料のページを記載します。
4 (ウ)	保全されているみどりの面積の目標値が370ha増では少ない。	保全されているみどりを増やすためには、公共による土地の取得や法律等による民有地の利用を制限することなどが必要です。 このことから、本編19ページの保全されているみどりの面積の目標値370ha（大通公園50個分に相当する面積）については、記載のとおりといたします。
5 (イ)	重点施策の方向性に、市街地にみどりを創り出す具体的な目標が必要である。	施策の方向性に向けて取り組むために、計画進行管理の指標という形で項目を掲げています。

【みどりの保全・創出・管理に関すること（14件）】

(対応 分類)	意見の概要	審議会の考え方
6 (ア)	どのようなみどりが減少しているのか、何が問題なのかははっきり検証すべきである。	みどりの減少の多くは市街化調整区域の大規模開発によるものです。このような大規模な開発は、札幌市の新たな方針により抑制されています。 巻末に参考資料として、みどりの種別（樹林地、草地、農地、水面）で経年の変化がわかる資料を追加します。
7 (イ)	草地、農地、水辺、湿地などのみどりをどのように保全していくかの指標がない。	草地、農地、水辺、湿地などのみどりは、周辺環境などさまざまな条件によって価値や機能が変化しますことから、どのように保全していくか、個々に判断していく必要があります。 このことから、指標として示しておりませんが、計画の進行管理の評価を踏まえた改善の中で、今後検討していく計画としています。
8 (イ)	上田市長が7年前にマニフェストに示した、緑の30%増とCO ₂ の10%削減の実現に向けて努力してほしい。	この計画におきましても、新たに多様なみどりを創出するとともに、低炭素社会の実現に向けた取組みを推進する計画としています。
9 (イ)	多様なみどりの創出、生物多様性を保てるようなみどりの創出がうたわれていることは評価できるが、巻末に示された具体例は市民の協働を訴えるだけで、多様なみどりの創出にはつながっていない。	みどりにはさまざまなはたらきがあり、そのはたらきが効果的に発揮されることが大切です。 したがって、場所やその周辺環境に適した取組みを進めることにより、多様なみどりの保全・創出につながるものと考えます。
10 (イ)	緑の質を確保してほしい。 樹木重視、植林重視のみどりの創出計画は多様なみどりの保全にはつながらない。たとえばCO ₂ 削減効果が高い樹木でも、多様性が確保されない樹木は植林するべきではない。特に外来種の扱い、在来種でも他の生物とのバランスを保てるように配慮してほしい。	

<p>1 1 (イ)</p>	<p>市民・団体・企業など活動を行うことに助成金などを出すことはやめてほしい。</p> <p>無意味な間伐や草刈りなども行わないよう市民を啓発してほしい。</p> <p>「整備」「保全」「維持管理」などのまやかしの言葉で表現した事業で自然を荒らすことはやめてほしい。</p> <p>公園などの草刈りも最低限に留め、人々が自然に触れることができるようにしてほしい。</p> <p>森林・河畔林など本当の「みどり」は人が手をつけないことで維持されます。</p> <p>現在かろうじて残っている緑がより自然に回復できるように、無駄な開発・事業は行わないでほしい。</p> <p>建設局・総務局・市民まちづくり局・環境局などにも自然を改変するような事業はできるだけ行わないように働きかけてほしい。</p> <p>本当に必要な事業とはそれがなければ街の存続に直接関わるといようなものです。</p>	<p>市民・団体・企業などとの協働は、これからの札幌の豊かなみどりづくりやまちづくりに欠くことができない重要な観点のひとつです。このため、本編 13 ページに「基本理念を支えるみどりに関する協働の考え方」を示すとともに、4つの推進プログラムの柱のひとつに「市民などとの協働の推進」を掲げ、本編 23 ページから 28 ページに、市民・活動団体・学校・企業などのみどりにかかわる活動を、より一層充実し拡大するため、連携を図りながら支援する計画としています。</p> <p>また、健全な森林の育成に必要な間伐や安全な公園利用に資する草刈りなどについて、良好な都市環境の形成に資する取組みや必要な情報提供に努める計画としています。</p> <p>森林・河畔林などのみどりは、市民ニーズや地域の特性を踏まえつつ、それぞれの場所において保全と利活用に分担するなど、状況に応じた管理が必要と考えます。</p>
<p>1 2 (イ)</p>	<p>アンケートで札幌はみどりが豊かであると回答している市民の割合がすごく多く、みどりに関するイベントに参加している市民の割合も高いのに、どんどんみどりが減少しているのは、多くの活動がみどりの保全に結びついていないと感じる。</p>	<p>個々の活動の積み重ねがみどりの保全・創出に結びつくものと考えます。</p> <p>このことから、より多くの市民が、みどりへの関心を一層高めるきっかけとなるイベントや情報提供を進めるために、「市民などとの協働の推進」を推進プログラムの柱とする計画にしています。</p>
<p>1 3 (イ)</p>	<p>民間の緑を増やすためのビジョンがない。</p> <p>個人でみどりを創出・保全することは、個人の問題だけでなく社会的環境を守ってほしいということを積極的に呼びかけ、意識を変え理解してもらおう努力が必要である。農地の役割も同じである。</p>	
<p>1 4 (イ)</p>	<p>森づくりでは、その土地本来の植生を生かし、100年、200年先の森で、子どもたちが遊べるようにしてほしい。公園整備等においても、身近な公園で子どもたちが木に触れられる場が必要である。</p>	<p>本編 40 ページ、プログラム「身近な森の活用を進めます」の中で、森林と親しむ場や機会の充実を施策の方向性とし、子どもたちも自然にふれあうことができる環境づくりを進める計画としています。</p>

15 (イ)	樹木の保全・保護のために調査・研究をして、樹木の傷や病気の治療を実践してほしい。	本編 28 ページに「協力・連携による調査・技術開発の推進」を掲げ、学校・研究機関・行政機関などと協力・連携によりみどりに関する調査や技術開発を進める計画としています。 このことから、樹木の病気などの治療方法についても、専門家や樹木医などと連携を図りながら、調査・研究を進める計画としています。
16 (ア)	我々市民は、「積雪期における緑の創造」を求めている。 既存の地下空間を有効活用した「緑の創出」はすぐにでも可能な状況であり、「つた植物」による壁面緑化が考えられる。 例えば、日本銀行前から駅前通りまでの地下空間を「地下ミニ大通公園」とするなどして、冬の観光の目玉としてはどうか。	本編 33 ページ「札幌らしい緑化の推進」の中で、コンテナガーデンや建築物緑化を推進する計画としています。 そこで、よりわかりやすい建築物緑化の具体例として、下線部を追加することとし、以下のとおり修文します。 < 33 ページ、15 行目 >
17 (ア)	都心部樹林率の 8.9% から目標値 10% となっており、おもに樹林の創出が設定されているが、建物の壁面や屋上緑化の推進のプランを進めてほしい。	北国の積雪寒冷地の気候に適合した建築物緑化技術の開発や <u>壁面緑化などの建築物緑化導入</u> に対する事業者への支援制度を整えながら、……………。
18 (イ)	公園をもっと多く整備して欲しい。	札幌市の都市公園面積は、政令指定都市の中で 2 番目に多く、全国的に見ても整備水準が高いものと考えていますが、本編 47 ページ「公園が少ない地域での公園づくり」に記載しているとおり、公園が少ない地域では、今後も公園づくりに努める計画としています。
19 (ウ)	現在進行中の駅前通り整備の街路樹として外来生物防止法で要注意外来生物に指定されているハリエンジュ（ニセアカシア）が決定されている。進行管理のチェック、改善という項目をぜひとりいれて、緑の審議会で検討し在来種に変更してほしい。	駅前通りの樹種選定について、学識委員、市民代表などから構成された「緑を感じる街並み形成計画策定委員会」での審議に基づいて決定したものです。

【生物多様性に関すること（9件）】

対応分類	意見の概要	審議会の考え方
20 (イ)	「札幌らしいみどり」の概念が、明治以降の開発された後のみどりを基準にしている。 生物多様性を維持できるみどりの環境とは、いつの時代を基準にするのか議論がたりない。	生物多様性については、現在、調査・検討が進められており、今後も多くの議論が必要と考えます。

2 1 (ア)	札幌市が目指す「生物の多様性の配慮」というのは、市が管理する遊歩道や河川などの自然の生き物しか考慮しないということなのか。動物にとって市や公園緑地の境界は関係ない。	<p>ご意見のとおり、生物多様性の配慮に境界はなく、それぞれの地域の特性をふまえ、それら全体を対象とする必要があると考えますが、本計画においては、生物の生息・生育地の連続性の確保の点で、特に有効な公園緑地や河川の活用について記載しております。</p> <p>なお、本編43ページ「生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の中に、生物多様性の配慮を札幌市域に限定していると誤解を招く表現があることから、下線部を追加することとし、以下のとおり修正します。</p> <p><43 ページ、2 行目> 生物多様性の保全を図っていくために、札幌やその周辺のみどりの現状や特性などを踏まえ、…………。</p>
2 2 (イ)	例えば、カッコウやチゴハヤブサなどが市街地でも見られるようなみどり、生態系の復元、湿地の保全も、みどりの創出に含めないと、人工的なみどりだけになってしまう。生態系に視点を切り換えてほしい。	本編42ページにプログラムとして、「地球環境や生物多様性に配慮したみどりの保全と創出を進めます」を掲げることによって、生態系について重要であることを示しています。
2 3 (ウ)	シカやヒグマの目撃情報が報道されているが、生物多様性に配慮するとこれらの問題をどう考えるのか。	みどりを保全・創出することは、シカやヒグマをはじめ、生物の生息基盤の確保につながりますが、野生動物の管理は、さらに専門的で具体的な議論が必要と考えます。
2 4 (ウ)	市の境界や市が管理する森林公園に限定するのではなく、状況に応じて隣町とも協力し合い、生物の多様性に配慮して数の調査やそのコントロールをしていくべきではないか。	みどりの基本計画は、みどりのあり方を示すものであり、みどりを基本と考えていることをご理解願います。
2 5 (ウ)	<p>今は区役所や警察がシカやクマが出るたびに被害が出ないようにその対策をしているようだが、いたちごっこで根本解決にはならない。</p> <p>生物多様性に配慮するのが「みどりの基本計画」であれば、今一步踏み込んでみるべきではないか。</p>	

26 (イ)	3面コンクリート張りの用水路となった中小河川は、できるかぎり生態系を復元してほしい。子どもたちが、川で遊ぶことのないまちになっている。	<p>本編43ページ「生物多様性に配慮したみどりの保全と創出」の中で、河川などを活用した生物の生息・生育地の連続性の確保に努める計画としています。</p> <p>また、札幌市では、昨年に「札幌市河川環境指針」を策定し、目指す川の姿として「五感で感じることのできる川」、「子どもたちの遊ぶ声が聞こえる川」などを示していることから、河川改修時などに合わせて、生物の生息などの自然環境に配慮されるものと考えます。</p>
27 (ウ)	すでに侵入して生物多様性を脅かしている植物の扱いがない。オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、ハリエンジュなど対策の必要性の緊急度が高い植物を明記し、市民に注意を呼び掛け、増やさない努力をすべきである。	<p>本編43ページ「生物多様性に配慮した緑の保全と創出」の中で「外来種の扱い」を記載しています。</p> <p>外来種の扱いについては、外来生物法に基づくとともに、専門機関などの意見をもとに適切に対応することとしております。</p>
28 (イ)	<p>中間答申に「外来種の扱い」についての方針は含まれているか。</p> <p>「みどり」と称して草木を植えても、それが脅威的な繁殖力を持つ外来種の場合、在来種の生息環境を脅かすため、結果としては自然破壊と同じである。</p> <p>中間答申には「外来種の扱いに注意すること」「脅威的な繁殖力を持つと思われる外来種は新たに植えないこと」「もともとの札幌の自然がこれ以上失われないよう在来種の生息環境を大事にすること」などを加えてほしい。</p>	<p>具体的な施策については、今後、多くの議論を経て進めていくこととなります。</p>

【計画の進行管理に関すること(2件)】

(対応分類)	意見の概要	審議会の考え方
29 (イ)	今までは、評価、改善という段階がなかったことから、計画の進行管理という部分が加わったことは評価する。今後どのように運用できるかが課題だと思うが、ぜひ実行していただきたい。	<p>本編51ページに記載のとおり、計画の進行管理を加えたことが大きな改正点のひとつです。</p> <p>この進行管理は、計画・実行・評価・改善のそれぞれの段階で、誰が何をするかを明記することで、確実な進行管理の運用を担保し、問題が生じたときには、きちんと改善できる計画としています。</p>
30 (イ)	<p>計画の進行管理の中では、樹木の数、イベントに参加した人数というチェック項目が目立ち、質を問うチェック項目がない。</p> <p>問題が生じたときにきちんと改善できるような文言をいれるべきである。</p>	

【現札幌市緑の基本計画に関すること（2件）】

(対応 分類)	意見の概要	審議会の考え方
3 1 (ア)	前計画において将来目標は、公園緑地 8,000ha、市民一人当り公園緑地面積約 40 m ² /人で平成 32 年を目標としている。その計画が、どこまで進んだのか、検証を示すべきである。	公園緑地面積 3,866ha（平成 10 年）を約 8,000ha（平成 32 年）にする将来目標については、5,387ha（平成 22 年）、市民一人当りの公園緑地面積 21.6 m ² /人（平成 10 年）を約 40 m ² /人（平成 32 年）にする将来目標については、28.5 m ² /人（平成 22 年）になっています。
3 2 (ア)	前回目標（約 40 m ² /人）についての検証と、今回の目標について、（概要版にはないので）設定されているのか。	中間答申では、市民一人当りの公園緑地面積については、推進プログラムの柱 4「公園の魅力の向上」の中で、計画進行管理の指標としています。 なお、巻末に参考資料として、市民一人当りの公園緑地面積の経年推移の資料を追加します。

【その他（8件）】

(対応 分類)	意見の概要	審議会の考え方
3 3 (イ)	地球温暖化防止策として CO ₂ の削減に向けた取組みが国家戦略として進められており、札幌市においても策定中であると聞いている。「札幌市みどりの基本計画」とも大きな関連がある。	札幌市では、温暖化対策推進ビジョンを策定中であり、みどりの基本計画との関連性が保たれるものと考えます。
3 4 (イ)	人が手を入れた以上、管理し続けていく必要があり、財源の確保は重要である。他の部局が担う場合でも、財源の確保が保障できるように、この緑の基本計画が最優先されるべきである。この基本計画が、行政としてどのような位置づけであるのか明確でない。	本編 8 ページに「計画の位置づけ」として示しています。
3 5 (イ)	どのようなみどりを何のために「つなぐ」のかという理念が示されていない。将来像というくりではなく、目的とビジョンを理念として最初に示すべきである。	本編 11 ページの「計画の基本理念」の最初に、『街にうるおいや安らぎを与え、地球環境にとって大切なみどりを、わたしたち自身が守り育て、次世代へつないでいく』という表現で示しています。

3 6 (イ)	10年間で500ha以上のみどりが減少し、さらに100ha以上の緑が失われるとの予測である。都心部の樹林率が8.9%であるという事実とその危機感は一般市民にはそれほど伝わっていない。	本編26ページに「みどりの情報提供」を掲げ、みどりに関する行政情報をホームページや、さまざまな情報媒体を活用し、わかりやすい情報として広く発信する計画としています。
3 7 (ウ)	人が「みどりをつくる」というのは人間を優位に考えたおこがましい表現であり、街にみどりがあるのは良いことと思いますが、別の表現を考えてほしい。	ご意見の趣旨は理解いたしますが、一般的なわかりやすい表現として使用していますので、ご理解願います。
3 8 (イ)	中間答申の概要版はすぐに手に入ったが、中間答申はHPで掲載されているものの、区民センター等では閲覧用のみで、じっくり読むことが困難だった。市民向けの配布も用意してほしい。	市民のみなさまからご意見をいただく場合には、できるだけ多くのご意見をいただけるよう、公表方法などについて、今後も検討してまいります。
3 9 (ア)	99年策定の緑の基本計画には、緑被の経年変化や、1人当たりの公園緑地面積の推移のデータがあったが、今回は示されていない。どこかで、(ホームページ等)掲載されているのか。	平成20年11月に開催しました第58回札幌市緑の審議会、資料2の6ページで緑被の変化についてふれています。今回の計画では、巻末に参考資料としてデータを追加します。
4 0 (イ)	<p>札幌市では生ごみを段ボールやプラスチック容器などで堆肥化するよう勧めているが、これは地球規模での大変な環境破壊である。</p> <p>札幌市が勧めているピートモスは貴重な湿原を壊して得ているものであり、湿原破壊は許されないことである。</p> <p>生ごみはピートモスを使わずとも土に混ぜるだけで簡単に土に戻る。</p> <p>庭などがある家庭では自宅に庭を利用し、庭のない家庭の場合は自宅前の植え込みなどを利用できるよう、冬は札幌市で分別回収して堆肥化するなどのルール作りと市民啓発が必要である。</p> <p>現在の市内の植え込みの土は栄養がなく病的であり、健康な土がない状態でまともな「みどり」は育たない。</p> <p>「みどり」を考える前に本来の土(もともとあった表土)が失われている問題を考えてほしい。</p>	<p>札幌市で提供しているピートモスは、河川拡幅工事現場などから搬出される道内産のピートモスを有効活用しているものです。</p> <p>また、札幌市では、市民の生ごみの減量や資源化の取組みを積極的に支援することとし、「生ごみ減量1万人宣言」や「コンポスター等」の購入助成、「堆肥化セミナー」など、さまざまな排出抑制の取組みを進めています。</p>

【中間答申に対する意見以外のもの（４件）】
ご意見の趣旨を掲載させていただきます。

(対応 分類)	意見の概要
4 1 (工)	自動車競技（ラリー）の為に林道を開放して欲しい。
4 2 (工)	<p>「みどり豊かな札幌のまちづくり」、「樹木を主とした市街地のみどり」、「みどり豊かな市街地の形成」、「効果的にみどりを保全」はどれも悪いことではない。</p> <p>しかし、赤字の札幌市で余分な事業を行うことは許されない。また、人間の余分な活動でCO2を無駄に排出することも環境上、許されない。</p> <p>荒らされた経済的・自然的環境の長期的影響を受けるのは、今後生まれ育つ子孫の世代である。</p>
4 3 (工)	専門家、樹木医、学者と札幌市、緑化協会との関係やあり方について
4 4 (工)	創成川や藻岩山の問題に関すること